

(寄稿)

NOMURA

マイナンバー制度

～マイナンバー制度は医療機関にも大きな影響を及ぼす～

2016年1月から社会保障・税・災害対策の分野でマイナンバーの利活用が始まる。

マイナンバーは給与を支払っている事業者すべてに関わるため、病院をはじめとする医療機関も例外ではない。

これにより事業者は個人に通知される番号を従業員とその扶養家族から集め、特定個人情報保護委員会の策定するガイドラインに則り、厳密な保管管理が求められる。一時的な雇用や従業員の入れ替わりの多い業種では重い業務負担が懸念される。

マイナンバー制度の正式名称は「社会保障・税番号制度」といいその名の通り、社会保障・税分野から利活用がはじまり、将来、戸籍や自動車登録、医療分野等への利活用の拡大が検討されている。

現時点で未対応の企業は8割以上と言われるが、実際、政府の広報活動も不十分であることは否めない。しかし、マイナンバー制度に関する問い合わせに対応するコールセンターは2014年10月から既に設置されており、現状で想定されるスケジュール、立ち上げの業務量を考慮すると準備期間は意外と短い。

本稿は、株式会社野村総合研究所未来創発センター 制度戦略研究室 室長梅屋真一郎氏に寄稿いただき、マイナンバー制度の背景や概要、その取り扱い方法、導入までのスケジュール、そして将来の医療分野への活用について紹介いただいた。

今後の制度動向に注意を払いつつ、迅速な対応ができるよう、早い段階で日常業務へのインパクトの検証をされてはいかがでしょうか。

(市川)

2014年12月15日

Healthcare note

(No. 14-13)

寄稿者名：
株式会社野村総合研究所
未来創発センター
制度戦略研究室 室長
梅屋 真一郎

編集主幹：
野村ヘルスケア・
サポート&アドバイザリー
市川 剛志

野村證券株式会社
金融公共公益法人部